

The Chancery Lane Project の紹介②「タームシートにおける気候変動条項」 「環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項」に関する解説

環境法ニューズレター

2024年10月10日号

執筆者:

[羽野島 章泰](#)a.hanoshima@nishimura.com[黒田 英](#)s.kuroda@nishimura.com

1. TCLP における「タームシートにおける気候変動条項」及び「環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項」

「[気候変動対応法務に関する Chancery Lane Project の紹介①-温室効果ガスの排出量削減に向けたモデル条項とその活用-](#)」でご紹介したとおり、The Chancery Lane Project(以下、「TCLP」という。)とは、2019年に英国の弁護士が開始したパリ協定の目標を実現する NetZero¹を達成するシナリオに沿った取引実務を実現するために、当該シナリオに即した契約条項を策定するプロジェクトである。この一環として、各国版の作成プロジェクトが進行中であり、日本語版の作成プロジェクトには、本号発行日現在、当事務所から、筆者ら並びに森田桂一弁護士及び大橋純也弁護士の4名が参加している。2024年5月に日本語訳された契約条項が TCLP のウェブサイトに掲載されたため、本号では、そのうち、「タームシートにおける気候変動条項」及び「環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項」の概要を説明する²。

TCLP において、「りく条項」³として、タームシートにおける気候変動条項が提唱されている。即ち、気候変動に関する問題が取引の両当事者にとって重要なポイントである場合に、取引の初期の段階から気候変動に関する合意を取引に組み込むための条項案である。取引の初期の段階であるタームシートの段階から、気候変動条項を取り込むことにより、当該取引が気候変動の影響を低減する取引となることを予め特定することが、当事者の予測可能性や評判の向上に資することが考えられる。特に、両当事者が NetZero についての

¹ NetZero とは、産業革命以降の地球温暖化を 1.5℃に抑えるために、2050 年までに温暖効果ガスの排出量を、温室効果を取り除く活動等も考慮した上で、実質ゼロとすることである。

² 「タームシートにおける気候変動条項」及び「環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項」の日本語訳については、それぞれ以下のウェブサイトにて確認が可能である。

「タームシートにおける気候変動条項」(りく条項)

<https://chancerylaneproject.org/clauses/%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%b7%e3%83%bc%e3%83%88%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%b0%97%e5%80%99%e5%a4%89%e5%8b%95%e6%9d%a1%e9%a0%85/>

「環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項」(すみれ条項)

<https://chancerylaneproject.org/clauses/%e7%92%b0%e5%a2%83%e3%81%ab%e5%84%aa%e3%81%97%e3%81%84%e3%82%b5%e3%83%97%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%a4%e3%83%bc%e3%81%ab%e5%88%87%e3%82%8a%e6%9b%bf%e3%81%88%e3%82%8b%e3%81%9f%e3%82%81%e3%81%ae%e5%a5%91/>

³ TCLP における契約条項案は、「将来世代への贈り物」として、「将来世代のこどもの名前」を付することになっている。

目標を公表している場合等に用いられる意義があると考えられる。⁴

また、「すみれ条項」として、環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項が提唱されている。これは、既存のサプライヤーが代替サプライヤーが提供するより環境に優しいオファーに見合う商品又はサービスを提供できない場合、顧客がサプライヤーを変更等する権利を与える条項となる。当該条項によってサプライヤーは継続的に温室効果ガスの排出源などに取り組むようになり、より競争力を高めていき、結果として契約当事者の NetZero 目標の達成を促すことになる。

上記各条項の位置づけを踏まえると、TCLP の他の条項と同様、実現しようとしている目的や当事者の気候変動に関する取り組みの深度との関係で調整する必要があり、必ずしも日本の実務にそのまま用いられることにはならないと考えられる。しかし、グリーンな取引を意識する当事者間における取引において実務上参照する価値があると考えられる内容であるし、海外企業との取引においてはこれらの条項と同じような内容の条項が求められる場面も増えてくると想定され、内容を把握しておくことに意義があると考えられる。以下では、各条項の具体的な内容について概要を説明する。

2. タームシートにおける気候変動条項(りく条項)

当該条項においては、タームシートに定める気候変動についての考慮事項として以下の 1.1 条～1.8 条までの 8 つの規定の追加が提案されている。

(1) 取引の仕組み

対象となる取引が当事者若しくはその子会社の温室効果ガス排出量を増加又は増幅しない仕組みを採用することについての確認が提案されている(1.1 条)。対象となる取引が温室効果ガスの排出量を増やさないグリーンなものであることを前提として確認し、取引全体に関する指針を定めるものである。

(2) NetZero 目標

両当事者がそれぞれの NetZero 目標を達成し、また、パリ協定の目標に協調する意向を有すること等の確認が提案されている(1.2 条)。当該規定は、あくまで意向の確認に留まり、実質的な強制力はないものと考えられるが、両当事者がこれらの共通の目標をもって取引を行っている点を明確に当事者間で確認する点に意義があるものと思われる。

(3) 温室効果ガス排出量削減のための協力合意

両当事者が温室効果ガス排出量削減のためにどのように協力するのか、具体的な合意内容について定めることが提案されている(1.3 条)。具体的には、①温室効果ガス排出量を削減する機会を特定し、これに必要な対応をすること、②対象となる取引において温室効果ガス排出削減目標及び同目標に関連する金銭的インセンティブを設定すること、並びに③当該取引に関連する温室効果ガス排出量を測定し、報告することである。かかる内容について合意することにより、当事者に温室効果ガス排出量削減のための行為の指針を与える点に意義があると思われる。

⁴ 様々な気候条項のメカニズム等については、森田桂一、渡邊純子「温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた契約条項の実装—イギリスにおける The Chancery Lane Project 等による気候条項の紹介」 NBL No.1256(2023 年 12 月 15 日号)を参照。

(4) カーボン・オフセット

対象となる取引によって発生する温室効果ガスについてカーボン・オフセットを行うことが定められている(1.4条)。この点は、1.1条において、取引が当事者若しくはその子会社の温室効果ガス排出量を増加又は増幅しない仕組みを採用すると宣言したこととの関係で、1.3条を実施して温室効果ガス排出量削減のための努力をしてもまだ残る温室効果ガス排出量の増加分について、カーボン・オフセットにより相殺することを企図したものであると考えられる。

(5) 取引における考慮事項

当事者は、対象となる取引についてのデューデリジェンスの一環として気候変動に関する財務リスク(物理的リスク、移行リスク及び訴訟リスク)及び関連シナリオの分析結果を考慮することが求められている(1.5条)⁵。さらに、幅広いステークホルダーが、当該取引との関係で気候変動リスク及び低炭素経済への移行から受ける可能性がある影響並びに契約当事者による想定される影響に対するステークホルダーのレジリエンスを高めるための支援方法について考慮することが求められている。

(6) 取引の停止条件又は解除条件

対象となる取引に気候変動リスクが存在すると両当事者が判断した場合に、特定されたリスクを軽減するための計画の立案を行うことを取引の停止条件又は解除条件とすることを定めている(1.6条)。なお、取引の停止条件又は解除条件とすることは、場合により拘束力の強い規定となるので、どの程度のリスクが生じた場合に当該停止条件又は解除条件の設定が必要となるのかやそもそも当該条項を採用するかは、当事者の判断に委ねられている。

(7) デューデリジェンス

グリーン取引実行プロトコル⁶に従って、対象となる取引及び関連するデューデリジェンスを実施することが求められている(1.7条)。グリーン取引実行プロトコルは、本条項と同様に TCLP が提唱するものであり、特に日本においてはこのようなプロトコルを参照することが一般的に行われているわけでないと考えられるため、かかるプロトコルを採用するかは、今後の取引実務も踏まえ当事者間で慎重に判断される必要があると考えられる。

(8) パリ協定の目標達成促進

パリ協定の目標達成を妨げる可能性のあるロビー活動等に関する開示又はそれらの活動を行わないことの誓約が定められている(1.8条)。抽象的且つ広汎な規定となっており、たとえば地球温暖化と温室効果ガスの関係について因果関係を否定する研究などについてもこの対象となるのかなど、対象となっている行為が明確ではない。かかる条項を入れるかは当事者次第であるが、入れる場合もいかなる行為を対象とするかについてより具体的に定めることが検討されるべきである。

⁵ Task Force on Climate-related Financial Disclosures(<https://www.fsb-tcfd.org/>) において推奨されている事項を参照することが一案として提示されているものの、必ずしもこれに従う必要はないと考えられる。

⁶ グリーン取引実行プロトコルの内容について、<https://chancerylaneproject.org/climate-clauses/green-transaction-execution-protocols/>を参照。発行日現在において日本語訳は未発表である。

3. 環境に優しいサプライヤーに切り替えるための契約解除条項(すみれ条項)

当該条項においては、環境に優しいサプライヤーに切り替えるため、契約の前文に追加すべき条項、事前準備段階における義務として追加すべき条項及びその他追加すべき条項が以下のとおり規定されている。

(1) 契約の前文に追加すべき条項

契約の前文に追加すべき事項として、当事者らが気候変動に対する影響を最小限に抑えるという共通の意図を有していることを確認するとされている。当該条項は目的規定であり、直接的に何らかの権利義務を規定するものではないものの、契約のその他の条項の解釈の際に参考にされることは考えられる。

(2) 事前準備段階における義務として追加すべき条項

事前準備段階における義務として追加すべき条項として、当事者は当該取引においてサプライヤー、並びにその商品及びサービスがもたらす気候変動に対する影響の指標に関する情報に基づき、契約において用いられるサプライヤーの環境クレデンシャルの基準⁷(以下、「グリーン・ベースライン」という。)を設定することとされている。

また、サプライヤーは顧客の要求があればグリーン・ベースラインを順守していることを示す合理的な証拠を提示する必要がある。

当該規定の目的は当該取引の環境への影響について、一定のベースラインを設定し、以下の(3)で述べるようにそのベースラインを上回る第三者が出てきた場合に、より高い環境目標の設定を求める又は契約の解除を可能にすることにより、競争原理を導入しサプライヤーに環境への取り組みを促すとともに、より環境に優しいサプライヤーに切り替えることを可能にする点にある。

(3) その他追加すべき条項

① グリーンサプライヤー通知

顧客が当該取引に基づき供給される商品又はサービスと同等⁸以上の商品又はサービスを提供できる第三者で且つ、サプライヤーのグリーン・ベースラインと比較して、一定の基準⁹に従って算出される温室効果ガスの削減量、その他の環境への影響への低減値、持続可能性の向上値等¹⁰をより改善することができる第三

⁷ 当事者間で取引に応じて基準を設定することが想定されるが、当該商品またはサービスの生産または配送に関する温室効果ガス排出量の削減量、その他の環境への影響への低減値、持続可能性の向上値が基準となり得る。

⁸ 「同等」とは、①商品またはサービスを評価する場合においては、当該商品等が、すべての重要な点(スコープ、複雑性、仕様、数量及び性能品質、支援技術、規格への適合性、並びに納品条件その他付随的義務に係る条件を含む)において、本契約に基づき供給される商品等と匹敵する(「同一である」または「類似する」と規定することも可能)、②価格設定を評価する場合においては、本契約に基づき供給される商品等と同等の商品等の価格が、当該商品等の価格の過去12か月間の平均価格以下であることをいうと規定されているが、当事者間で取引の実態も踏まえた適切な定義に調整されるべきである。

⁹ 温室効果ガス排出量については、GHG プロトコル・コーポレート基準(2015年改訂)([The Greenhouse Gas Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard, Revised Edition 2015](#))が提案されているものの、その他の基準値も含め、算定基準については当事者において適切と考えられるものが採用されるべきである。

¹⁰ その他、当事者間において適切と考えられる指標を採用することが想定される。

者(以下、「グリーンサプライヤー」という。)¹¹を特定した場合、顧客はサプライヤーに通知すること(以下、「グリーンサプライヤー通知」という。)ができることとされている(1.1条)。なお、かかる権利が濫用されることを防ぐため、権利行使可能回数に制限を設けることも考えられる(たとえば、契約期間中に1回、又は12か月毎に1回に限るなど)。

② グリーンインプルーブメント通知

顧客からグリーンサプライヤー通知を受けたサプライヤーは、一定の期間内に当該通知に記載される条件よりも顧客に不利でない条件でグリーンインプルーブメント¹²を達成できるかどうかについて顧客に通知する必要がある(1.3条)。

③ グリーンサプライヤー通知の効果

サプライヤーが、顧客の合理的に満足する内容で、当該期間内にグリーンインプルーブメントに匹敵する改善が達成できることを示すことが可能である場合、当事者らは、グリーンインプルーブメントの内容を取り入れるために、商品又はサービスの提供に係る条件の変更について合意できるよう誠実にあらゆる合理的な努力をする必要があると規定されている(1.4.1条)。

一方で、サプライヤーが、一定の期間内に、グリーンサプライヤー通知に返答しない場合や、サプライヤーが、顧客が合理的に満足する内容で、グリーンサプライヤー通知に記載されている条件と同程度に顧客にとって有利な条件で、一定の期間内にグリーンインプルーブメントに少なくとも匹敵する改善が達成可能であることを示すことができない場合には、顧客は契約を解除することができることとされている(1.4.2条)。

これらの規定により、顧客としては、サプライヤーに対して、同様の商品又はサービスを提供している他社と比較してより環境に優しい形で商品又はサービスを提供することを求めることができ、他により環境に優しいサプライヤーがいた場合にはそちらに切り替えることも一定条件下で可能となるため、継続的な取引などにおいて取引の環境への影響を持続的に軽減することができる可能性がある。サプライヤーとしては、環境対応において絶えず同業他社との比較にさらされるプレッシャーはあるものの、優れた環境対応をしていればそれが競争力となり新しいビジネスチャンスを獲得する機会を得られるとも考えられる。

4. 「りく条項」及び「すみれ条項」の活用

上記各条項は、地球温暖化対策等の環境問題について重視する当事者間の取引において、その入口と出口において、基本的な枠組みを提供する点において参考になると考えられる。もっとも、「りく条項」における取引の停止を定めた条項や、「すみれ条項」においてサプライヤーがグリーンインプルーブメントを達成できない場合に契約の解除を認める条項など、強い拘束力のある規定もあり、あくまで一つの枠組みを示したものに過ぎない点は留意が必要である。

¹¹ どのような基準で環境面で優れたサプライヤーとするかについては当事者の合意に委ねられており、取引形態等に応じて合意していくことが期待される。

¹² グリーンサプライヤーが、サプライヤーのグリーン・ベースラインを超える範囲をいう。

また、かかる条項は未だ国際的なスタンダードとなっていないわけではないので、実際に契約に規定する際には、各取引における目的に照らして適切な水準の契約条項とする必要があり、結果的には上記各条項をより柔軟な規定に調整することが多いと考えられる。もっとも、サプライチェーンの国際化に伴い、日本の企業の多くが海外の取引先を抱えており、取引先が欧米の会社である場合などに「りく条項」及び「すみれ条項」と同様又は類似の条項を求められる場面が生じる場合もあり得るので、かかる条項の概要について周知することには一定の意義があると考え、本号において取り上げた次第である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com